

## 指定給水装置工事事業者の更新手数料の額の答申骨子案について

## 1 指定給水装置工事事業者の更新制の導入

指定給水装置工事事業者制度は、水道事業者がその給水区域内において、給水装置工事を適正に施行することができる者と認められる者を、指定する制度です。

これまでの制度では、新規の指定のみ定められており、指定給水装置工事事業者の事業に関して、休止、廃止等の実態が反映されづらく、所在確認が取れない事業者が存在しているなど、実態とのかい離が生じるなどの課題がありました。

こうした課題に対応するとともに、指定給水装置工事事業者の資質の維持、向上を図ることを目的として、水道法の一部改正（平成30年12月12日公布）により、給水装置工事事業者の指定の有効期間が新たに定められ、5年ごとの更新制が導入されました。

## 2 更新手数料の設定

これまで、給水装置工事事業者の新規指定に係る手数料を「秦野市水道事業給水条例」により定めていましたが、更新制の導入に伴い、指定の更新に係る事務が生じることから、その事務に対する対価として、手数料を新たに定める必要があります。

## 3 更新手数料の額

公益社団法人日本水道協会による「指定給水装置工事事業者制度への更新制の導入におけるガイドライン」に準じ、人件費と物件費の積み上げにより算出した更新手数料の額、本市が指定する下水道工事店の更新手数料の額及び県内各水道事業体の更新手数料の検討状況を踏まえ、5,000円が妥当であると考えます。

## 4 附帯意見

社会情勢の変化や事務の改善等があれば、適宜手数料の見直しを図ること。